令和5年(2023年) 度行政評価シート【個表】 _{令和 5 年 6 月 23 日}

評価対	象事業		評価者	市民課長	柳町 昌宏
市民-31	住居表示事	· **	自治事務	主管課	市民課
	住店衣小事	*未	□ 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	5-(2) 市街地整備	施策の方針	5-(2)-①市行	野地整備の推進

1 事業の目的

対	市	民等

住居表示に関する法律等に基づき、住居表示の推進を図るとともに、住居表示実施済地区内における新築建築物

に住居番号を付定し、住民の利便性の向上に資するため。 住居表示の実施により、建物の場所がわかりやすくなる。

果

2 **令和4年(2022年)度に実施した事業の概要**・住居表示実施地区に新築された建物について、住居番号を付定した。

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

	3 争未で情况する争物争未(取小争未/夫権											
枝番号	事務事業	実施し <i>t</i> (主な	と主な事業 経費等)	指標(単位)	指標(実績	D4年度 責値/目標値) 算/当初)(千円)	令和5年度 指標(目標値) 予算額(千円)	達成度				
01	住居番号付定事務	新築された 番号の付置	と建物に住居 定	_	— 84	/ — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	_	_				
02	事務	ど	板の更新な	街区表示板更新数 (枚)	457	/ 635	728					
03	市境界整備事務	市境界の	確定など	_	0	/ –	0	_				
04						/						
05						/						
06						/						
07						/						
80						/						
09						/						
10						/						
				国県支出金		/						
			財源 内訳	地方債		/	0					
			ノはドル	その他特定財源 一般財源	541	/ 3						
			事業費	の合計 (千円)	541	/ 783						
		ľ		井費 (千円)		14,213						

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	1.7	1.7	1.7	1.7		
会計年度任用職員	1.0	1.0	1.0	1.0		

5 評価結果

(1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、 目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、 構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	住居番号付定事務	法令に基づき、申請のあった建物について、住居番号を付定するものであるから、目標等指標の設定はない。	住居番号を付定することにより、住民の利便性の向上に 寄与した。	_
02	街区表示板維持管理 事務	老朽化した街区表示板を更新するもので、令和2、3年度は新型コロナウイルス対策財源確保のため実施を見送ったが、令和4年度以降は計画的に更新していく。	老朽化した七里ガ浜東二丁目(全域)・三丁目(一部)の街区表示板148枚を更新し、街区を分かりやすく表示することに寄与した。	_
03	市境界整備事務	開発等により市境界確認の申請 がされた場合に市境界を確定し ていることから、目標等指標の 設定はない。	横浜市との市境界について、 申請(1件)に基づき市境界 の確定を行ったことにより、 行政の管轄区域を明確にす ることに寄与した。	_
04	0			

(2) 視点別評価

(4) 伐从別る	<u> </u>				
	事業費の削減余地はないか		1 事業費の削減余地はない		
効率性 事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか		はできないか	3 外部化ができる事業はない		
	関連・類似する事業の統合はできない	か	1 統合済み		
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズは	あるか	1 市民ニーズは変わらずに	ある	
民間によるサービスで代替できる事業		はないか	4 法令等により、市に実施が義務付けられている		
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はど	うか	1 目的達成のために適切な	手段(最小事業)である	
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入	△-2 受益者はいるが、今後も	公費により全額市が負担すべきものである	
			△-2 市民等と協働して実施	直する事業はない	
協働	市民等と協働して事業を展開しているか △.協働未実施		協働実施済の場合のパートナー		

(3)	終合評価	≫是小車業証価を効まって	今年度以降の取組方針等を記載する
(.5)	秋	*X*・展介・事・手・御を密する(うエはりがのか知りがきを記載する

【今後の方針】	□ 拡充	□ 改善・変更	■ 現状維持	□ 縮小	□ 休止・廃止
法令に基づる	き適切に住居番号の	付定等の事務を行って	いく。		
老朽化した後	fi区表示板を計画的	に更新していくもので、類	新型コロナウイルス対	策財源確保のた	め令和2年度、3年
度と実施を見	送ったが、令和4年月	きから再開し、今後継続	的に更新していく。		
▪横浜▪藤沢両	i市との境界確定は	概ね完了している。逗子	·市との境界確定は、³	平成17年度から2	9年度にかけての逗
子市との境界	整備共同事業実施	等により、54%が完了し	、残る境界未確定箇所	所は主に山林部タ	分となる。

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)							単位	
指標設	定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		目標値						
		実績値						
		達成率						

指標(単位)							単位	
指標設	定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		目標値						
		実績値						
		達成率						

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	住居表示実施率	_						
団体名	鎌倉市	横浜市	川崎市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	横須賀市	逗子市
他市実績								
他中天棋	57.61%	36.90%	65.90%	33.55%	44.32%	35.46%	60.69%	49.94%

当該事業実施に伴う 他市比較に関する考え方 鎌倉市の住居表示実施率は、住居表示を実施している県内21市町のうち、座間市(65.96%)、 川崎市(65.90%)、海老名市(64.35%)、横須賀市(60.69%)に次いで5位となっている。